

## 第2期第2回 横浜市税制調査会

日時：平成26年9月25日（木）15時00分～17時00分

場所：市庁舎5階関係機関執務室

1. 開会

15:00

2. 議題

15:05～16:55

(1) 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例について

(2) その他

3. 閉会

17:00

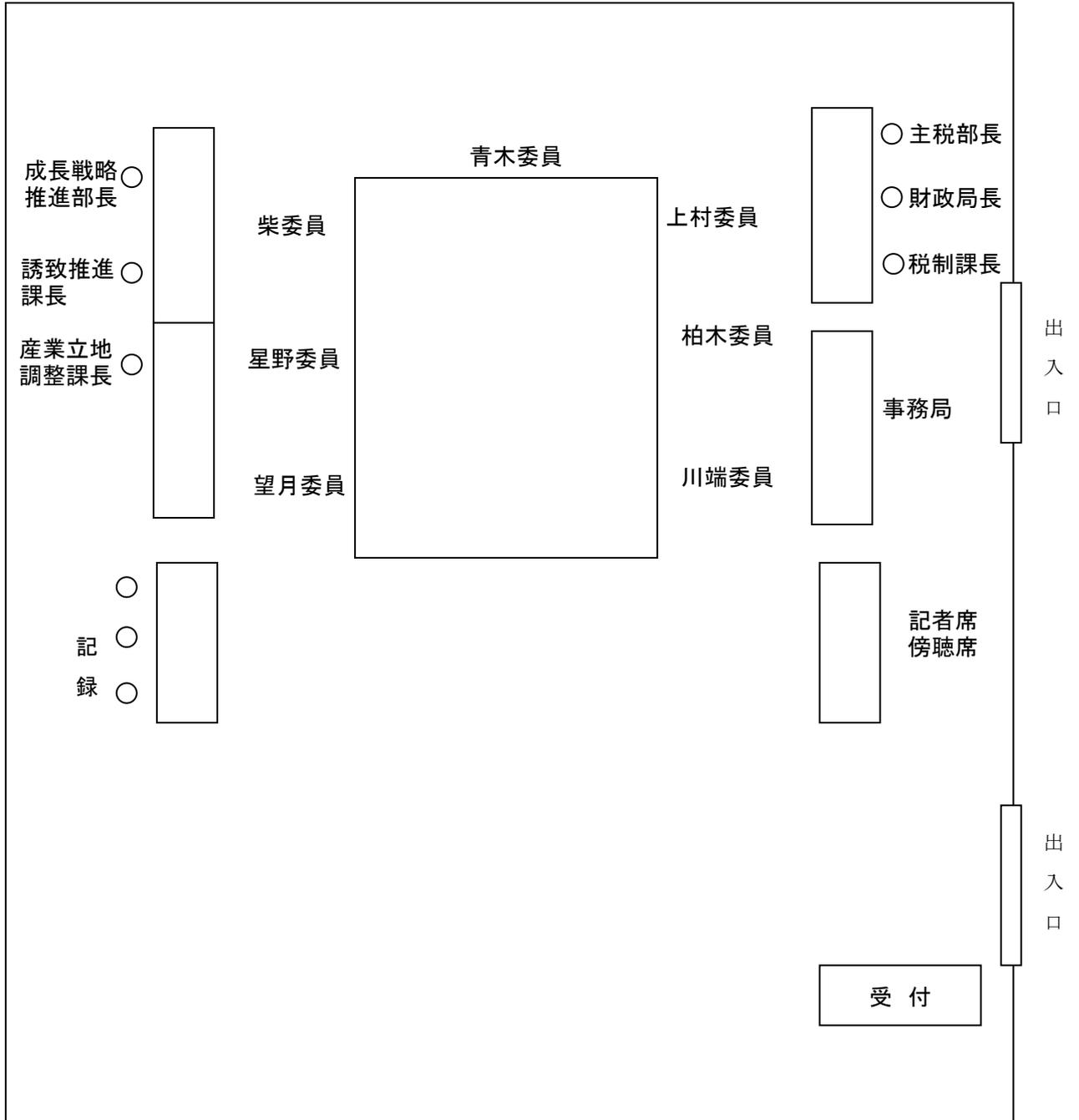
# 平成 26 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

# 【第2期第2回横浜市税制調査会 座席表】

平成26年9月25日（木） 15時00分から17時00分まで  
市庁舎5階関係機関執務室



# 資料

(横浜市企業立地促進条例に係る税制の検証に  
関する論点整理メモ)

平成26年9月25日  
横浜市財政局

## 企業立地促進条例に係る税制の検証に関する主な論点(案)

### ○ 税財政制度懇話会(平成15年4月)の主な内容

課税免除や不均一課税を活用する際の導入視点を整理すると次のようになる。

1. 負担の公平性の視点
2. 手段の適切性の視点
3. 効果の視点
4. 財政上の視点

・負担の公平性の視点

軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的(公益)を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

○ 税制研究会(平成23年12月)の主な内容

・負担の公平性の視点

新設の大企業がメリットを受ける形であり、地元の中小企業に不公平感はないか。どのように説明するのか。

新規企業と既存企業とで取扱いが異なるという税制を新たに作るならば、相当の積極的根拠が必要である。

・手段の適切性の視点

補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。

○ 税制研究会(平成23年12月)の主な内容

・手段の適切性の視点

施策実現のためには、税制のほかに助成金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり税制はその一つに過ぎない。税制は、①主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達である。②はつきりと歳出予算に計上されないことから、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく、住民の監視の目が届きにくい。③行政が一方的に徴収するものであり、強制的・権力的な制度であることなどの性質を持つから安易に軽減措置を講ずることは不適當である。

また、助成金のほうが税軽減に比較し、民主主義的な手続きであり、相当の理由のない限り、市民への説明責任の観点から助成金を採用すべきである。

- ・効果の視点

施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

- ・財政上の視点

軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

- 税制研究会（平成23年12月）の主な内容

- ・財政上の視点

軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。



税制調査会  
平成26年9月25日  
経 済 局

# 企業立地における 税制の活用について ～企業立地促進条例～ (第2回)



Locate in YOKOHAMA (横浜への立地)

左のロゴは、企業と共に成長できるよう「ひとつ星」に願いを込めた企業立地を促進するロゴです。

## 説 明 項 目

- 1 企業立地促進条例の目的の確認
- 2 企業立地促進条例の実績
- 3 税収効果グラフ
- 4 企業立地を取り巻く状況
- 5 今後の方向性

# 1 企業立地促進条例の目的の確認

## 企業立地促進条例 第1条(目的)

この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、**企業立地等の促進**を図り、併せて**市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大**を図ることにより、**横浜市経済の活性化に寄与**することを目的とする。

### ◆企業立地等の促進

- ・事業所の新規立地
- ・賃貸業務ビルの新規立地(第1期)
- ・工場等の建替え・増設(市内企業の流出防止)
- ・賃貸施設へのテナント進出

固定資産取得型

テナント型

➢ 特定地域において**一定の条件(\*)**を満たす事業計画を実施する者を認定し、市税の軽減と助成金の交付を実施。 (\*一定の条件については4、5ページ参照)

### ◆市民雇用の増大

### ◆市内企業の事業機会の拡大

7ページ参照

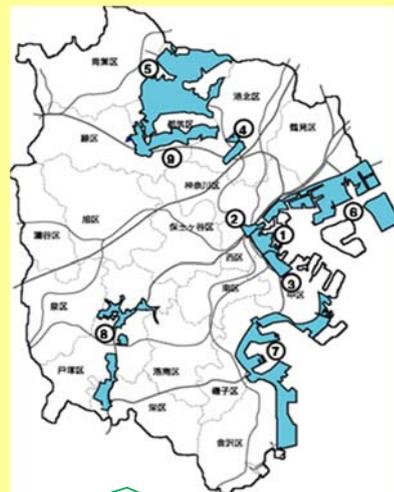


# 1 企業立地促進条例の目的の確認

## 一定の条件とは・・・

### 固定資産取得型

- 対象地域  
①～⑨の地域
- 対象施設  
事務所、研究所、工場等
- 投下資本額  
中小企業：1億円以上、大企業10億円以上
- 横浜市経済の発展に資すると認められること  
雇用者数、経済波及効果、業務・生産・研究機能の強化、税収効果から評価
- 資金計画が経営状況に照らして適切であること  
決算書等から評価



- ①みなとみらい21 ②横浜駅周辺 ③関内周辺 ④新横浜都心 ⑤港北ニュータウン  
⑥京浜臨海部 ⑦臨海南部工業 ⑧内陸南部工業 ⑨内陸北部工業

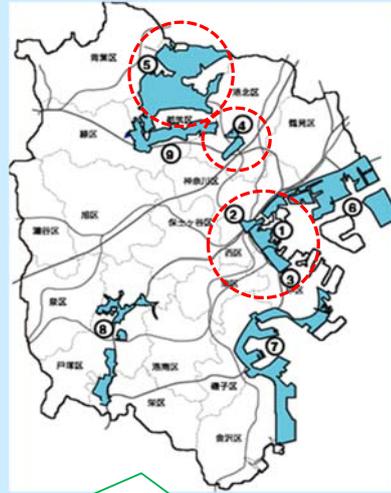


# 1 企業立地促進条例の目的の確認

一定の条件とは・・・

## テナント型

- 対象地域 ①～⑤の地域
- 対象機能 本社、研究所
- 従業者数 設置する本社等：100人以上（市内拡充の場合、別途要件あり）
- 経常利益 前3年度の経常利益の合計が3億円以上、または前年度の経常利益が1億円以上
- 横浜市経済の発展に資すると認められること 経済波及効果、業務機能の強化、税収効果から評価



①みなとみらい21 ②横浜駅周辺 ③関内周辺 ④新横浜都心 ⑤港北ニュータウン



# 2 企業立地促進条例の実績

## (1)各期の成果

これまでの10年間で92件の認定 (H16～H25年度)

⇒総額約4,900億円(\*)の投資を誘発 (\* 固定資産取得型 77件の総額)

### 第1期 (16年度～20年度)

56件 3,918億円

開発意欲の高さも重なり、数多くの企業による投資を誘引

- 業務系
  - MM地区の街区開発が促進(開発23ha中、条例による立地が8ha(34%) )
  - 日産や富士ゼロックス等の誘致に成功
  - 大規模で高スペックの賃貸オフィスビルの開発促進(認定分:約11万坪の増床)
- 工業系
  - 低未利用地の減少
  - 73ha(H13)→51ha(H16)→15ha(H19)
  - 日産など先端技術・製品開発型工場、研究所など機能強化を促進

※ カッコ内は中小企業

認定 件 数	業務系	自社ビル等	14件 (3件)
		賃貸ビル	7件 (1件)
	工業系	工場・研究所	35件 (11件)
		合計	56件 (15件)

### 第2期 (21年度～23年度)

24件 820億円

景気低迷で投資は減速する中、大規模なテナントの誘致に成功

- 業務系
  - 第1期の賃貸オフィスビルの建設支援、さらに第2期のテナント支援が奏効してグローバル企業の誘致に成功
  - ⇒ レノボ・ジャパン、ジョンソンコントロールズ等
  - 有力企業(日産本社や富士ゼロックス等)に関連した企業の誘致にも成功
- 工業系
  - 本社誘致に続き、グローバル企業の研究所の誘致に成功(ジョンソンコントロールズ)

※ カッコ内は中小企業

認定 件 数	業務系	自社ビル等	5件 (3件)
		テナント	10件 (0件)
	工業系	工場・研究所	9件 (0件)
		合計	24件 (3件)

### 第3期 (24年度～26年度)

12件 168億円 (H24.25年度)

震災の影響も加わり投資の件数・規模とも縮小傾向

- 業務系
  - 特に自社ビル等の誘致が減速傾向(スズキ(研究所)、オーケー(本社)の2件)
  - 第2期から開始し第3期で拡充したテナント支援が奏効して、有力企業の関連会社やグローバル企業の誘致に成功(富士通コミュニケーションサービス、PFU)
- 工業系
  - ティンなど市内中小企業の機能拠点集約や事業拡大、市外中小企業(服部板金)の本社・研究所の誘致に成功

※ カッコ内は中小企業

認定 件 数	業務系	自社ビル等	2件 (0件)
		テナント	5件 (0件)
	工業系	工場・研究所	5件 (3件)
		合計	12件 (3件) (*)

(\*)第3期は2年間(H24～H25)の実績



## 2 企業立地促進条例の実績

〈前回掲載〉

### (2)雇用の場の創出 → 事業開始前に比べて約28,000人の雇用増

	開始前	H25	開始前比
雇用者数	13,722人	41,942人	<b>28,220人増</b>
うち横浜市民	—	16,530人(39.4%)	—

(H25年末 事業開始した77件の実績)

### (3)市内企業の事業機会の拡大 → 認定事業により受注機会が増加

	建設等(百万円) ≪累計≫ (建設工事・設備工事等)		事業活動(百万円) ≪H25≫ (原材料調達・物品購入・保守管理・清掃)	
	合計	市内・準市内企業 への発注額(割合)	合計	市内・準市内企業 への発注額(割合)
業務系	195,697	193,639 (98.9%)	262,032	35,625 (13.6%)
工業系	115,800	86,632 (74.8%)	231,275	57,566 (24.9%)
合計	<b>311,497</b>	<b>280,271 (90.0%)</b>	<b>493,307</b>	<b>93,191 (18.9%)</b>

(H25年末 事業開始した77件の実績)

(注)市内企業:市内に本社がある企業/準市内企業:市内に支店・営業所がある企業

【出典】条例認定企業に対する実施状況報告及び市内企業発注調査(毎年1月、経済局)



## 3 税収効果グラフ

### (1) 税収効果の計算方法

タックス・エクスペンディチャーの考え方による見直し

- ・税軽減額を「隠れた助成金」ととらえ、助成金額と税軽減額の合算額を本市の支出としてとらえる。
- ・上記の支出と比較する収入は、税軽減を行わなかった場合の、本来の課税額とする。

### (2) 支援額と税収額

単位:百万円

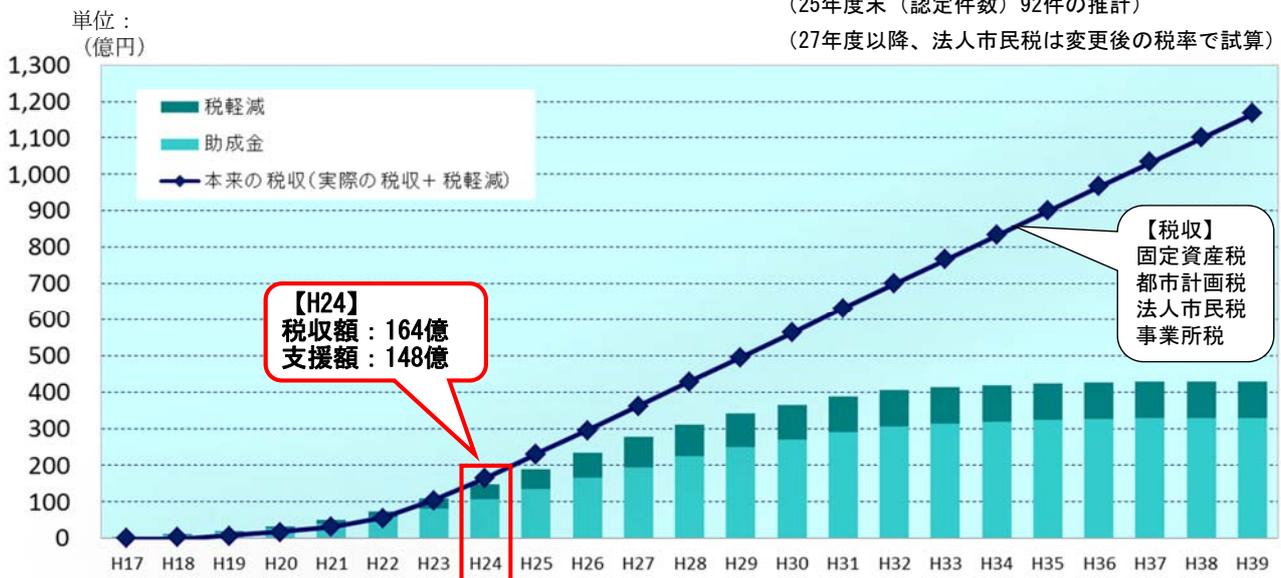
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
支援額	助成金	327	544	900	1,063	1,252	1,686	2,278	2,720	2,817
	税軽減	0	48	110	283	467	662	1,279	1,237	1,369
	合計(単年度)	327	592	1,010	1,346	1,719	2,348	3,557	3,957	4,186
	合計(累計)	327	919	1,930	3,275	4,995	7,343	10,900	14,857	19,044
税収額	固都税	0	155	236	501	691	900	1,760	1,822	2,127
	法人市民税	0	0	33	112	158	680	1,217	2,106	2,032
	事業所税	0	2	38	104	150	175	660	892	1,019
	合計	0	157	307	717	999	1,755	3,637	4,820	5,178
本来の税収【単年度】 (実際の税収+税軽減)		0	205	417	1,000	1,466	2,417	4,916	6,057	6,547
本来の税収【累計】 (実際の税収+税軽減)		0	205	622	1,622	3,088	5,505	10,421	16,478	23,025



### 3 税収効果グラフ

#### (3) 支援額と税収額の推移〈累計収支〉

24年度以降、収入が支出を上回る



・平成25年12月までに事業開始済みの事業計画は実績を加味した試算、事業開始前の事業計画は認定時の事業計画に基づく試算。



### 4 企業立地を取り巻く状況

#### (1) 東京や他都市との競合

東京都や首都圏の各政令市は、支援制度を設け企業誘致を積極的に展開

##### 【近隣政令市の支援制度（助成金）の上限額】

＜ 固定資産取得型＞		＜ テナント型＞	
上限額	都市名	上限額	都市名
38億円	浜松市	上限なし	千葉市
30億円	横浜市(*)、静岡市	4億円	横浜市(*)
25億円	千葉市	1千万円	静岡市
10億円	さいたま市、川崎市、相模原市	6百万円	さいたま市

(\*) 多国籍企業特例適用の場合

##### 【東京都の優遇措置】

○アジアヘッドクォーター特区における外国企業に対する優遇税制  
⇒ 現行実行税率35.6% → 26.9% (特区適用 + 東京都独自減税)



## 4 企業立地を取り巻く状況

### 【参考】千葉市の事例

支援制度の拡充により、誘致件数が増加

#### 【千葉市の制度】

##### <固定資産取得型>

固定資産税・都市計画税相当額 最長5年間〈最高25億円 \* 県併用9.5億円〉

##### <テナント型>

法人市民税3年間（相当額）+2年間（1/2）〈上限なし〉  
賃借料の1/2 1年分〈最高1,000万円〉 } 併用可

#### 【実績】

年度	件数
平成22年度	5件
平成23年度	2件
平成24年度	19件
平成25年度	25件

・平成24年度に、  
支援制度を大幅  
拡充



## 4 企業立地を取り巻く状況

〈前回掲載〉

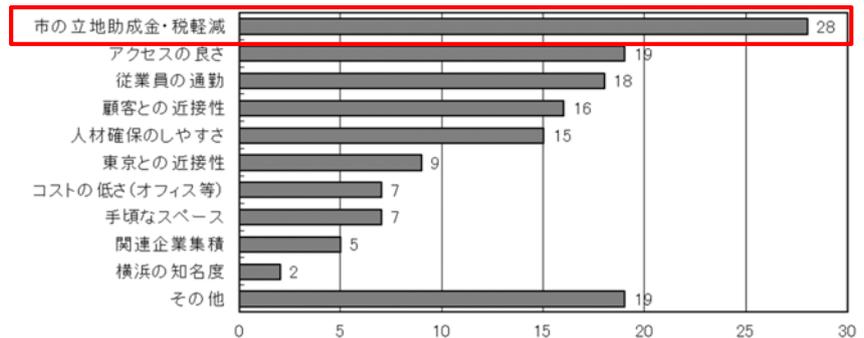
### (2) 認定事業者の声

#### ◆ 企業から条例への高い評価

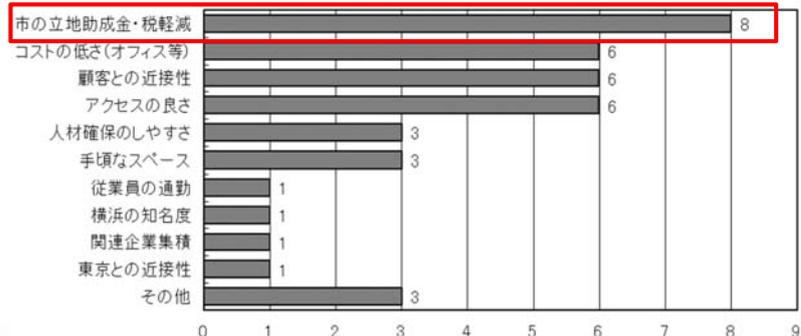
○助成金・税軽減の支援策が企業移転等の意思決定に影響を与えているとの評価を受けている。

(\*) 認定事業者が投資・移転の決定にあたって特に重視したこと（複数選択可）  
〈平成25年12月：認定企業へのアンケートより〉

【取得型】（回答数67件）



【テナント型】（回答数13件）



## 4 企業立地を取り巻く状況

〈前回掲載〉

### (3) 助成金と税軽減に関する認定事業者からの主な意見

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期投資が大きいので、助成金の方が負担軽減には有効</li><li>・ 助成金は支援額が明確で、インパクトが大きい</li><li>・ 助成金は課税されるため、税軽減の方が良い</li><li>・ 税軽減は部門採算の管理面で有利</li></ul>

● 助成金、  
税軽減それ  
ぞれにメリッ  
トあり

### (4) 神奈川県の実策(本市の不均一課税と連動した不動産取得税の軽減)

#### 1 趣旨

市町村が産業集積の促進を図る観点から講じている固定資産税の軽減措置の対象となる不動産について、その取得に係る不動産取得税を減免する。

#### 2 対象不動産

市町村が、固定資産税を3年度分以上にわたり、免除し、又は2分の1以上軽減(不均一課税)する不動産で、知事が指定した区域内において取得されたもの(\*企業立地促進条例〈固定資産取得型〉の適用を受けたものは全て対象となります。)

#### 3 減免額

税額の2分の1に相当する額



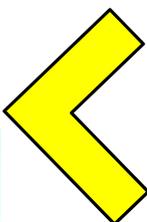
## 4 企業立地を取り巻く状況

### (5) 市内オフィス床の供給見通しが少ない

【平成26年～27年の供給見込み】

- ・ 市内で大規模なオフィス床が供給される見通しが現時点では少ない。
- ・ 一方で、都内では大量供給の予定。

【横浜市内】  
1棟・2万9千坪のみ



約22倍!



〈出典〉オフィスジャパンWINTER (CBRE)

## 4 企業立地を取り巻く状況

### (6) 成長分野育成ビジョンの策定

平成26年3月に、豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展を目標に、成長分野育成ビジョンを策定。

#### ★成長・発展分野 (特に力を入れる3分野)

「環境・エネルギー」

「健康・医療」

「観光・MICE」

#### 中期計画〈抜粋〉

##### 基本政策

- 施策20 経済成長分野の育成・強化  
成長・発展分野について、**エリア・対象を明確にした戦略的な企業誘致**に取り組み、京浜臨海部など、**市内の特徴ある産業拠点を強化**します。

【出典】中期計画（素案）（平成26年8月）

#### ★産業拠点戦略



## 4 企業立地を取り巻く状況

### (7) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の指定

#### 【経過】

- 23年9月 国へ神奈川県・横浜市・川崎市共同提案
- 23年12月 4区域が指定
- 25年10月 13区域が追加指定（合計17区域）

#### 【目標】

○個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出



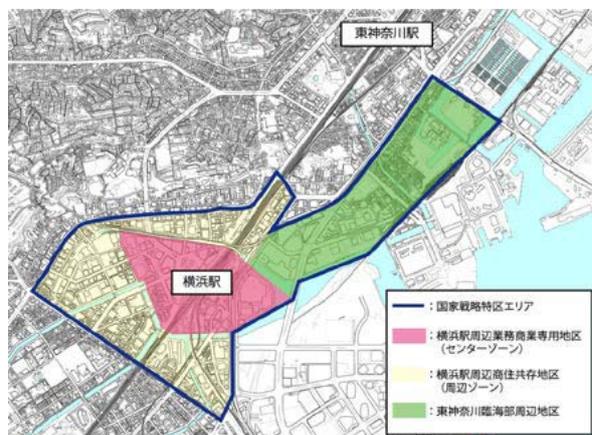
## 4 企業立地を取り巻く状況

### (8) 国家戦略特区の指定

○26年5月 東京圏の一部として神奈川県（横浜市含）が指定

#### 「国際的ビジネス拠点形成に向けた横浜駅周辺地区のリノベーション」

容積率の緩和等を活用し、民間ビルの建替え事業を促進することで、横浜駅周辺を国際的ビジネス拠点としてリノベーション。



\*25年9月に提案した当時のエリア図であり、決定されたものではない



## 5 今後の方向性

### (1) 現状を踏まえた次期施策の考え方①〈まとめ〉

- これまでの実績等から、助成金と税軽減の活用をセットで行う支援策は、企業の立地を誘導するインセンティブ効果が高いため継続（\*また、市町村の不均一課税に連動した県税の軽減あり）【固定資産取得型】
- 本市の計画や企業立地を取り巻く現状を踏まえて、助成金の内容（助成率・上限額等）を見直し【固定資産取得型・テナント型】

#### 〈支援内容イメージ〉

##### 固定資産取得型

**税制の活用【継続】**  
固定資産税・都市計画税の活用  
(不均一課税)

**助成金【見直し】**  
建設投資に係る一部費用への助成  
(本市計画や現状を踏まえた見直し)

##### テナント型

**助成金【見直し】**  
法人市民税の相当額への助成  
(本市計画や現状を踏まえた見直し)



## 5 今後の方向性

### (1)現状を踏まえた次期施策の考え方②

#### 現状

- ・大規模投資の減少
- ・東京や他都市との競合
- ・企業からの高評価

・市内オフィス床の供給見通しが少ないこと

#### 方向性

大規模投資の促進を図るべく、インセンティブを更に高めていく。

テナント誘致のための「受け皿」整備の誘導を促進していく。

#### 支援案

大規模投資の土地、建物等の取得に係る助成金上限額の引き上げ、及び賃貸ビルの新設を支援する制度の再導入



## 5 今後の方向性

### (1)現状を踏まえた次期施策の考え方③

#### 現状

- ・成長分野育成ビジョンの策定
- ・国際戦略総合特区の指定
- ・国家戦略特区の指定

#### 方向性

ビジョンや特区を見据え、メリハリある支援メニューを策定するとともに、グローバル企業の誘致を強化していく。

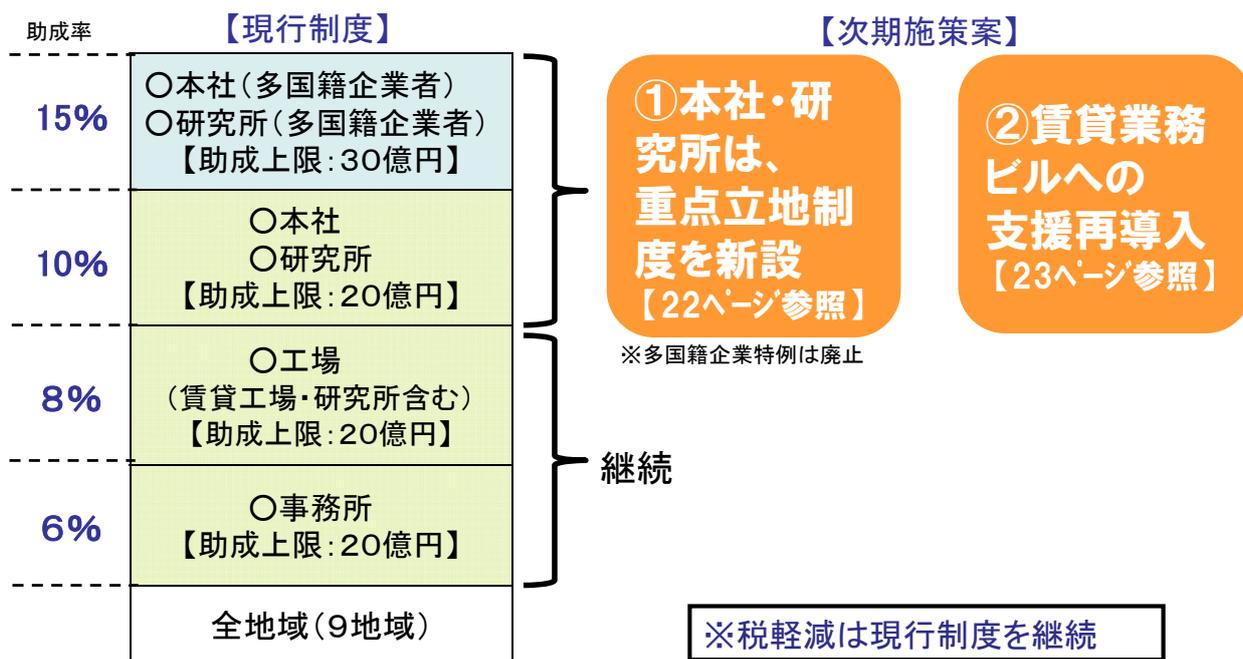
#### 支援案

・「成長・発展分野」、「産業拠点戦略」の組み合わせによる助成率や助成額等の上乗せ  
・特区を活用した横浜駅周辺のリノベーションの促進のための支援策



## 5 今後の方向性

### (2)次期施策のポイント(固定資産取得型)①



※次期施策案は施策のポイントをお示したものです。助成率等の詳細は、今後検討してまいります。



## 5 今後の方向性

### (2)次期施策のポイント(固定資産取得型)②

#### 【ポイント①】重点立地制度の新設

- ・**特定のエリア、分野・機能を掛け合わせ、助成率を上乗せ**
- ・**MM21、横浜駅周辺については、上限額を上乗せ**
- ・**MM21における観光・MICE施設への支援**

◆特定の地域、分野、機能の支援を厚くすることにより、戦略的な企業集積を図り、市の目指す産業拠点形成の政策的誘導につながる。

◆インセンティブにインパクトを与えることで企業の投資意欲が刺激され、大規模投資が促進される。

◆メリハリある制度設計にすることにより、財政負担を軽減する(\*)とともに、優先順位をつけた支援により重点立地が促進される。

(\*)重点地域以外の地区について、一部助成率を引き下げ

#### 《重点地域》

(特に集積を図りたいエリア)

**MM21、横浜駅周辺、  
京浜臨海部、臨海南部**

#### 《成長分野・機能》

(特に集積を図りたい分野・機能)

**環境・エネルギー、医療・健康  
観光・MICE、本社・研究所**



## 5 今後の方向性

### (2)次期施策のポイント(固定資産取得型)③

#### 【ポイント②】 賃貸業務ビルへの支援を再導入

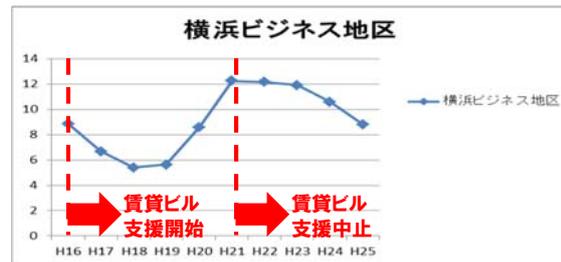
##### ・特徴ある賃貸業務ビルに対して、支援を再導入

- ◆景気回復とともに空室率が低下し、市内のオフィス床が不足する中で、賃貸業務ビルの建設にインパクトあるインセンティブを与えることで、テナント誘致の継続的「受け皿」整備を誘導する。
- ◆特徴ある賃貸業務ビルの整備により、テナント誘致が促進される。
- ◆国家戦略特区を活用した横浜駅周辺のリノベーションが促進される。

##### 《特徴ある賃貸業務ビル》

- ・広いワンフロアの床面積
  - ・災害に強い構造  
(耐震、制震、免震)
  - ・非常用電源の確保
  - ・観光・MICE施設との複合
- \*詳細は、今後検討してまいります。

【参考】空室率の推移



\*空室率は、賃貸ビル支援を開始したH16の水準まで低下



## 5 今後の方向性

### (3)次期施策のポイント(テナント型)①

#### 【現行制度】

支援内容	法人市民税 法人税割相当額 (上限1億円/年)
地域	業務系全地域
期間	3年間
特例	多国籍企業特例 +1年

#### 【次期施策案】

▶ 継続

▶ ①エリア拡大  
【25ページ参照】

▶ ②助成期間の延長  
【25ページ参照】

▶ ③外資系企業特例を新設  
【25ページ参照】

※多国籍企業特例は廃止

※次期施策案は施策のポイントをお示したものです。詳細は、今後検討してまいります。



## 5 今後の方向性

### (3)次期施策のポイント(テナント型)②

#### 【ポイント①】 対象エリアを拡大

##### ・対象エリアに**工業系重点地域(京浜臨海部、臨海南部)**を追加

◆工業系重点地域の研究開発拠点の形成が促進される。

#### 【ポイント②】 助成期間の延長<重点地域限定>

##### ・**MM、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部**について**助成期間を延長**

◆都市間競争が激化する中で、ビジョンに掲げる産業拠点について魅力あるインセンティブを設定することにより、テナント誘致が促進される。

#### 【ポイント③】 外資系企業特例の新設

##### ・外資系企業に対して**助成期間を延長**

◆知名度の高い外資系企業の立地により、国際都市横浜のブランド力向上が図られる。

◆企業誘致のねらい目となる外資系企業にインパクトあるインセンティブを与えることで、テナント誘致が促進される。

＜外資系企業の定義＞ ※経済産業省の定義を準用  
外国投資家が株式又は持ち分の3分の1超を所有している企業



## ○横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

平成16年3月5日

条例第2号

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例をここに公布する。

## 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第1に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者(会社に限る。)で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 特定事業者 次条第1項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額(規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。)の合計額が300,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が100,000,000円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 多国籍企業者 次のいずれかに該当する中小企業者又は大企業者をいう。
  - ア 日本国外の2以上の国又は地域(以下「国等」という。)において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う中小企業者又は大企業者
  - イ 外国会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社をいう。以下同じ。)の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の2以上の国等において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う当該外国会社が設立した中小企業者又は大企業者であって、規則で定めるもの
- (6) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (7) 本社等 規則で定める本社機能等を備えた事務所をいう。
- (8) 研究所 別表第2の指定産業に係る研究開発を行う施設をいう。
- (9) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
  - ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為
    - (ア) 事業所を設置し、又は拡張すること。
    - (イ) 事業所として賃貸すること。
    - (ウ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
    - (エ) 事業所の設備として賃貸すること。
    - (オ) その他規則で定める行為をすること。
  - イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、本社等を設置すること(みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより設置するときに限る。)
- (10) 多国籍企業者企業立地等 多国籍企業者又は多国籍企業者の関係会社(当該多国籍企業者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第5条第1項第1号の財務諸表提出会社である場合における同令第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。)が行う企業立地等のうち、次に掲げる行為をいう。
  - ア 横浜市の区域内に本社等を設置していない多国籍企業者が本社等を設置すること。
  - イ 横浜市の区域内に研究所を設置していない多国籍企業者が研究所を設置すること。
  - ウ 多国籍企業者の関係会社が規則で定める行為をすること。
- (11) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。
  - ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用(多国籍企業者企業立地等に係る固

定資産の取得に要する費用を除く。)

イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの(土地の賃借権に係る権利金を除く。)

エ その他規則で定めるもの

(平17条例58・平17条例123・平21条例8・平24条例7・一部改正)

(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 中小企業者及び大企業者は、前条第9号アに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産取得企業立地等」という。)を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産賃借企業立地等」という。)を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 企業立地等に係る事業所及び設備の概要に関する事項

(2) 企業立地等に係る事業に関する事項

(3) 企業立地等を行う者に関する事項

(4) 企業立地等を行う場所に関する事項

(5) 企業立地等を行う時期に関する事項

(6) 投下資本額及びその調達方法に関する事項(固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。)

(7) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。

(2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。

4 企業立地等事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

5 認定事業者は、地球温暖化対策(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。)に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない(固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。)

(平21条例8・平24条例7・一部改正)

(認定事業計画の変更)

第4条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画(以下「認定事業計画」という。)の変更(前条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の変更(同項第3号に掲げる事項の変更にあつては、同条第3項の規定により認定を受けた多国籍企業者が多国籍企業者でなくなる場合に限る。))をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

(平21条例8・平24条例7・一部改正)

(承継)

第5条 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは分割(当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により認定事業者の地位の承継を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(平21条例8・平24条例7・一部改正)

(企業立地等事業計画の認定の取消し等)

第6条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業計画(第4条第1項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて企業立地等を行っていないと認めるとき。

(2) 第3条第4項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるとき。

(3) 第14条第1項の規定により当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部の廃止

の届出があったとき。

- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。  
(平24条例7・一部改正)  
(固定資産取得企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例)
- 第7条 固定資産取得企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産取得事業者」という。)が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第48条の規定にかかわらず、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月1日(当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、100分の0.7とする。
- 2 固定資産取得事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産(土地及び家屋に限る。)であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第132条の規定にかかわらず、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月1日(当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、100分の0.15とする。
- 3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月31日(当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日)までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 固定資産取得事業者の所在地及び名称
  - (2) 土地を取得した場合は、所在、地目、地積、取得年月日及び登記年月日
  - (3) 家屋を取得し、新築し、又は増築した場合は、所在、種類、規模、構造、取得価額又は建設費、取得年月日及び登記年月日
  - (4) 償却資産(別表第2に規定する償却資産をいう。第8条の3第1項において同じ。)を取得した場合は、所在、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 4 固定資産取得事業者が第1項の規定による固定資産税の税率の特例又は第2項の規定による都市計画税の税率の特例の適用を受けようとする当該年度の初日の属する年の1月1日に、当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、当該1月1日を賦課期日とする年度については、第1項又は第2項の規定は適用しない。  
(平21条例8・平24条例7・一部改正)  
(企業立地等助成金)
- 第8条 市長は、第12条の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては500,000,000円以上、大企業者にあつては5,000,000,000円以上となるときは、当該投下資本額に別表第3(認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第4)に規定する事業所の種類ごとの助成率を乗じて得た額の助成金を規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、別表第5(認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第6)に規定する費用の種類ごとの上限額を超えて交付することはできない。
- 2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から3年(固定資産賃借企業立地等が多国籍企業者企業立地等である場合にあっては、4年)を経過する日までの間(以下「対象期間」という。)に開始する各事業年度(以下「対象事業年度」という。)について、それぞれ別表第7の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)に対して交付することができる。
- 3 前2項の助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日(以下「期日」という。)までに、市長に申請しなければならない。ただし、当該助成金の交付を受けようとする者が当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、申請することができない。
- 4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する第1項又は第2項の助成金の額を決定するものとする。
- 5 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第1項及び第2項の助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例58・平21条例8・平24条例7・一部改正)

第8条の2 市長は、認定事業者が当該企業立地等に係る事業を開始した日から3年を経過した日の属する事業年度の末日において、当該認定事業者が雇用する規則で定める市民雇用者(以下「市民雇用者」という。)が当該事業を開始した日から、当該事業を開始した日における市民雇用者の数の100分の10に相当する人数(小数点以下の端数がある場合にあっては、これを切り上げた数に相当する人数)以上(当該事業を開始した日に市民雇用者を雇用していない場合にあっては、1人以上)増加したときは、当該増加した人数に応じて別表第8に規定する助成金を当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、当該企業立地等に係る事業を開始した日及び当該企業立地等に係る事業を開始した日から3年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する市民雇用者の人数を期日までに、市長に報告しなければならない。

3 第1項の助成金の交付を受けようとする者は、期日までに市長に申請しなければならない。

4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の助成金について準用する。この場合において、同条第4項中「に係る企業立地等が認定事業計画に基づく」とあるのは、「が第8条の2第1項の規定に適合する」と読み替えるものとする。

(平24条例7・追加)

第8条の3 市長は、第12条の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の取得、新築及び増築並びに償却資産の取得に係る費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の100分の1に相当する額の助成金を当該固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(1) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が当該費用の100分の50に相当する額を超えていること。

(2) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が、固定資産取得事業者が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上であること。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の助成金について準用する。この場合において、同条第4項において準用する第8条第4項中「第8条の2第1項」とあるのは、「第8条の3第1項」と読み替えるものとする。

(平24条例7・追加)

(状況報告)

第9条 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(固定資産取得企業立地等の投下資本額の報告)

第10条 固定資産取得事業者は、固定資産取得企業立地等が終了したときは、規則で定めるところにより、投下資本額を市長に報告しなければならない。

(平21条例8・一部改正)

(固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告)

第11条 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額(以下「市民税法人税割額」という。)を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

(平21条例8・追加)

(助成金の額の確定等)

第12条 市長は、第10条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき第8条第1項の助成金の額を確定し、当該固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、第3条第1項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第2項第6号に掲げる投下資本額に別表第3(認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第4)に規定する事業所の種類ごとの助成率を乗じて得た額を超えないものとする。

(平21条例8・旧第11条繰下・一部改正、平24条例7・一部改正)

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第13条 固定資産取得事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間(当該事業を休止した期間がある場合にあっては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から7年を経過する日までの間(当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7年に

当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(平21条例8・旧第12条繰下、平24条例7・一部改正)

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第14条 固定資産取得事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から7年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(平21条例8・旧第13条繰下、平24条例7・一部改正)

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金の交付を受けた認定事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第4項(第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 第8条第5項(第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。

(4) 虚偽その他の不正の行為により、当該助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(平21条例8・旧第14条繰下・一部改正、平24条例7・一部改正)

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、当該助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(平21条例8・旧第15条繰下、平24条例7・一部改正)

(立入検査等)

第17条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平21条例8・旧第16条繰下、平24条例7・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例8・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成27年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

(平21条例8・旧附則・一部改正、平24条例7・旧第1項・一部改正)

附 則(平成17年3月条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の規定は、平成16年11月9日以降に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則(平成17年12月条例第123号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第6条第1項の規定を除く。)は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

別表第1(第2条第1号)

(平17条例123・平21条例8・一部改正)

名称	区域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

別表第2(第2条第8号、第9号及び第11号、第7条第3項第4号)

(平17条例123・平21条例8・平24条例7・一部改正)

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域	すべての分野	1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を取得すること。
京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域	環境・エネルギー、医療・健康及びITに関連する分野で規則で定めるもの(以下「重点産業」という。)並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定める	1 中小企業者が事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。

	<p>もの並びに製造業で規則で定めるもの(以下これらを総称して「指定産業」という。)</p>	<p>中小企業者が事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>1 大企業者が本社等又は研究所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、本社等又は研究所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>3 大企業者が事務所(本社等を除く。)又は工場を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に重点産業の事業の用に供する家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、事務所(本社等を除く。)又は工場の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>大企業者が重点産業の事業の用に供する研究所又は工場の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
	<p>すべての分野</p>	<p>1 指定産業の研究所又は工場として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の研究所又は工場の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第3(第8条第1項、第12条)  
(平24条例7・全改)

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	10パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第4(第8条第1項、第12条)  
(平24条例7・追加)

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	15パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第5(第8条第1項)  
(平21条例8・追加、平24条例7・旧別表第4繰下)

費用の種類	上限額

投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	1,000,000,000円

別表第6(第8条第1項)  
(平24条例7・追加)

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	2,000,000,000円

別表第7(第8条第2項)  
(平21条例8・追加、平24条例7・旧別表第5繰下・一部改正)

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

- 1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産賃借事業者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。
  - (1) 事業年度を1年とする固定資産賃借事業者  
助成金算定基準額 =  $(A \times C) / B$
  - (2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産賃借事業者  
助成金算定基準額 =  $(12 \times A \times C) / (B \times D)$
- 2 前項第1号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額	金額
4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上100,000,000円以下	助成金算定基準額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
100,000,001円以上	100,000,000円

- 3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。)を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。
  - (1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。
  - (2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

備考

- 1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に係る市民税法人税割額(当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあつては、当該更正後の市民税法人税割額)をいう。
- 2 「B」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業者数をいう。
- 3 「C」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業者数のうち市長が定める従業者数をいう。
- 4 「D」とは、当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数をいう。

別表第8(第8条の2第1項)  
(平24条例7・追加)

市民雇用者増加数	金額
1人以上9人以下	500,000円

10人以上19人以下	5,000,000円
20人以上29人以下	10,000,000円
30人以上39人以下	15,000,000円
40人以上49人以下	20,000,000円
50人以上59人以下	25,000,000円
60人以上69人以下	30,000,000円
70人以上79人以下	35,000,000円
80人以上89人以下	40,000,000円
90人以上99人以下	45,000,000円
100人以上	50,000,000円